

小規模企業のための新会社法活用

「新会社法で、ここが変わった。」

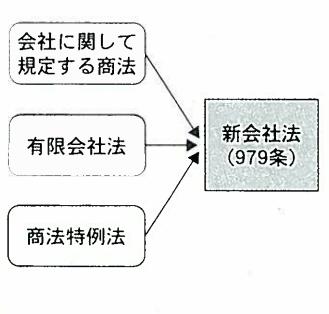
第1回

昨年6月29日会社法が参議院で可決成立し、一部を除いて本年5月1日から施行されました。この法律成立直後から、全国各地でいろいろなテーマで会社法セミナーが多く開催されています。皆さんも何らかの研修に参加されたことでしょう。

会社法が施行された今、あらためてその「ポイント」と小規模企業がどのように「認識」し、どう「対応」したらいいかについて、普段感じていることを含めて7回シリーズで述べさせていただきます。

この会社法は、単なる商法改正という位置づけではなく、

何と979条にも及ぶ新法が成立し、施行されたということです。従来の「商法の一部(第二編)」「有限会社法」「商法特例法」が整理・統合して、新たに制定されたのがこの「会社法」です。



1. 会社法が成立した背景

(1) 商法制定後100年以上が経過し近年続いた改正の集大成としての体系的抜本的な見直し

(2) 従来のカタカナ文語体の条文を現代語化

(3) 日本経済復活のための起業(新しく事業を始めるところ)

(4) 國際化への対応
企業のあり方の変化への対応等々です。

(5) 企業の廃止(事業をやめやすくするため)

この新会社法は、何と言つても①有限会社の廃止②資本金1円でもOK③取締役が1人でもOKとなつた点が、最大の驚き!です。

2. 中小企業の対処法

この会社法は、現状の会社の規模や運営形態の実情に合わせた法律とされた点が特徴です。

現状では、実に4社に3社が従来の最低資本金規模であるという」とから(別表・参照)、大企業中心の法体系から、実態(小規模企業)にあつた法律につくり変え大幅に自由化・柔軟化されたようです。

経済取引をしなければならないとも言えます。

更には、企業の多産多死の時代が予想され、企業は從来以上に仕事を奪い合う可能性が高くなるとも考えられます。

今後の起業を考える場合、これらの事情を勘案しより綿密に計画を検討する必要があります。

自社の経営実態にあつた組織の再構築をすることをおすすめします。そのためには、時には専門家のアドバイス(地元商工会経由でのエキストパートバンク利用等もおすすめです)も仰ぎながら、自社の永続的発展のために邁進いただくことを望みます。

3. 会社法の具体的ポイント

中小企業に大きく影響する点は、

① 株式会社制度への一本化(有限公司会社が新会社法に統合され廃止)

② 会社設立手続きの簡素化(最低資本金制撤廃・保管証明不要・類似商号規制撤廃等)

③ 会社機関設計の柔軟化(取締役1人可、監査役設置任意、任期10年まで可等)

④ 合同会社の創設(有限責任、出資額にかかわらず柔軟に利益配分が可、役員不要等)などです。

今後は、簡単に誰でも費用もそんなにかけずに会社がつくれるようになります。これは裏を返せば、安易に会社が作れ、悪意で会社を作り詐欺行為も簡単にできる環境となつたわけで、今まで以上に会社間取引でもまた個人消費者も十分な注意を払つて

更に、「決算書の信頼向上」のために、「決算書の信頼向上」

⑤ 会計参与制度の創設(税理士・公認会計士が就任し取締役と共にして決算書を作成)

⑥ 記帳条件の明確化(記帳に関する「適時性」「正確性」が義務化)

⑦ 決算書の変更(「利益処分案」がなくなり「株主資本等変動計算書」へ等)などです。

次回は、「登記などの手続き事務」についてです。

著者
プロフィール
山口 昇
ヤマグチ
ノボル
生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)
出身 新潟県加茂市
資格 税理士
事務所/住所 新潟県加茂市旭町15番30号
事務所名 山口昇税理士事務所
TEL 0256-52-6869
FAX 0256-52-1674
URL <http://homepage2.nifty.com/yn5193>